

## 岩手県津波防災技術専門委員会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「岩手県津波防災技術専門委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、もってまちづくり及び津波対策に資することを目的とする。

- (1) 東日本大震災津波からの復興に向けた「復興ビジョン」及び「復興計画」を策定するにあたり、被害状況等の調査結果や技術的根拠等専門的な知見に基づき、地域の歴史や文化、産業等の地域特性を考慮し、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりについて検討、提言を行うこと。
- (2) 東日本大震災津波後に進めてきた復興まちづくりや津波浸水想定を踏まえて、今後の津波対策の方向性について検討、提言を行うこと。

### (所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津波対策、防災型の都市・地域づくりの現状と課題の分析に関すること。
- (2) 津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりに係る提言に関すること。
- (3) その他津波対策、防災型の都市・地域づくりの推進にあたって必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。

2 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総務し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。

### (オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(小委員会)

第8条 委員会の所掌する事務の一部について調査、審議等を行うため、委員会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(規約の改正)

第10条 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月19日から施行する。

## 別表

## 岩手県津波防災技術専門委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	現 職
いまむら ふみひこ 今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所 所長
おがさわら としのり 小笠原 敏記	岩手大学理工学部 教授
ないとう ひろし 内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授
はとう えいじ 羽藤 英二	東京大学大学院 教授
ひらやま けんいち 平山 健一	岩手大学名誉教授
みなみ まさあき 南 正昭	岩手大学理工学部 教授
やまもと ひでかず 山本 英和	岩手大学理工学部 准教授

[オブザーバー]

(敬称略・五十音順)

氏 名	現 職
おおむら ともひろ 大村 智宏	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産工学研究所 水産土木工学部 主幹研究員
かとう ふみのり 加藤 史訓	国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長
かわい ひろやす 河合 弘泰	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 海洋情報・津波研究領域長
じんば いさお 神馬 勇雄	農林水産省 東北農政局農村振興部 事業計画課長
なかしま いさむ 中嶋 勇	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 施設工学研究領域長
ほりい かずやす 堀井 一保	国土交通省 東北地方整備局河川部 地域河川課長
わたなべ ひでゆき 渡部 秀幸	国土交通省 東北地方整備局港湾空港部 港湾計画課長